

保険番号マスタ (東京都13)

番号	設定項目名	制度名	老人				心身障害者				ひとり親家庭				乳幼児				マル都医療券						
1	保険番号		141	241	180	280	380	480	181	281	381	481	188	288	388	488	588	182	282	382	482	582	682	782	272
2	法別番号		41	41	80	80	80	80	81	81	81	81	88	88	88	88	88	82	82	82	82	82	82	82	82
3	短縮制度名		マル福一般	マル福低得	マル障負有	マル障負無	79他障有	79他障無	マル親負有	マル親負無	79他親有	79他親無	マル乳	79他乳	乳食無	79乳食無	マル子有	マル都医療	マル都負無	特都医療	特都負無	透析経過	特透析経過	大気汚染	特大気汚染
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検診番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)		65 - 69	65 - 69	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 18	0 - 15	0 - 15	0 - 15	6 - 15	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	0	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報																								
14	外来負担区分		1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1
15	1回負担割合		10	10	10	0	10	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		12000	8000	18000	0	12000	0	18000	0	12000	0	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0
21	1月院外上限額		12000	8000	18000	0	12000	0	18000	0	12000	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0	
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1
25	1回負担割合		10	10	10	0	10	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		44400	24600	57600	0	44400	0	57600	0	44400	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0	
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 老人医療費 「マル福一般」(一般所得者に適用して下さい。1割負担の上限額が¥12,000/¥44,400です)  
「マル福低得」(低所得者に適用して下さい。1割負担の上限額が¥8,000/¥24,600です)  
心身障害者医療費 「マル障負有」(1割の自己負担が有る受給者に適用下さい。社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求、平成30年8月、令和1年8月に月上限額の変更  
「マル障負無」(自己負担が無い低所得者受給者に適用下さい。社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求  
「79他障有」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により180等で対応可能なため不要となります  
「79他障無」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により180等で対応可能なため不要となります  
ひとり親家庭医療費 「マル親負有」(1割の自己負担が有る受給者に適用下さい。社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求、平成30年8月、令和1年8月に月上限額の変更  
「マル親負無」(自己負担が無い低所得者受給者に適用下さい。社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求  
「79他親有」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により181等で対応可能なため不要となります  
「79他親無」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により181等で対応可能なため不要となります  
乳幼児医療費 「マル乳」(拡大給付を実施している市町村が有るようです。18歳を上限として設定しています。社保は専用の請求書に記載、請求します。自己負担無しです。  
市町村によってはマル子という制度があるようですが、助成内容・請求方法が同じようなのでこちらの運用をお試し下さい。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求  
「79他乳」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により188等で対応可能なため不要となります  
「乳食無」(拡大給付を実施している市町村が有るようです。15歳を上限として設定しています。社保は専用の請求書に記載、請求します。自己負担・食事負担無しです。  
市町村によってはマル子という制度があるようですが、助成内容・請求方法が同じようなのでこちらの運用をお試し下さい。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求  
「79乳食無」(保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。食事負担無しです。) ※平成21年4月の請求方法の変更により188等で対応可能なため不要となります  
マル都医療券 「マル子有」(1回200円の患者に適用下さい。適用年齢は市町村によって異なる場合があります。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求、平成21年10月より助成内容変更(2/3負担一回200円)  
「マル都医療」(法別番号82【一部52も含む】のマル都医療券の受給者に適用して下さい。請求は併用レセプトです)  
※平成18年10月より自己負担1万円となったようです  
「マル都負無」(マル都医療券の受給者に適用して下さい。自己負担無しです。請求は併用レセプトです)  
「特都医療」(特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)  
「特都負無」(特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)  
「透析経過」(人工透析を必要とする腎不全で経過措置の場合、月2万円まで助成するよう。該当者はご使用ください。レセプト請求です。) ※平成27年1月制度開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定して下さい。  
「特透析経過」(人工透析を必要とする腎不全で経過措置の場合、月2万円まで助成するよう。特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。  
「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)  
※平成27年1月制度開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」,「設定額を助成する負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定して下さい。  
「大気汚染」(入院外来併せて月患者負担上限額6000円。他医療機関での患者負担額も含まれる為、患者登録-所得者情報タブで入外上限額等を設定して下さい。請求は併用レセプトです。) ※平成30年4月開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。  
「特大気汚染」(入院外来併せて月患者負担上限額6000円。他医療機関での患者負担額も含まれる為、患者登録-所得者情報タブで入外上限額等を設定して下さい。  
特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)  
※平成30年4月開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。

保険番号マスタ (東京都13)

番号	設定項目名	制度名	B型・C型肝炎入院		C型肝炎インターフェロン		都B型・C型ウイルス肝炎		妊婦中毒症・精密健康診査等		マル都患者票	都難病					都負担医療	ひとり親家庭
			B型	C型	C型肝炎	特C型肝炎	都肝炎	特都肝炎	妊娠精密	特妊娠精密	患者票	都難病	都難病83	都難病経過	特難83	特難経過	都負担医療	ひとり親
1	保険番号		185	285	186	286	138	238	187	287	193	151	183	283	383	483	300	581
2	法別番号		85	85	86	86	86	86	87	87	93	51	83	83	83	83	99	81
3	短縮制度名		肝炎	特肝炎	C型肝炎	特C型肝炎	都肝炎	特都肝炎	妊娠精密	特妊娠精密	患者票	都難病	都難病83	都難病経過	特難83	特難経過	都負担医療	ひとり親
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)		0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1
12	レセプト請求(印刷)		0	3	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	3	3	3	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報				本人	低所得	本人	低所得										
14	外来負担区分		0	0	1	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	3	1
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	100	10
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	0	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	3	1
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	100	10
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		44400	44400	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1

- (注) B型・C型肝炎入院医療費 「肝炎」 (¥44,400以下の場合は自己負担となります。請求は併用レセプトです。)※平成19年9月で制度終了、平成22年9月まで経過措置  
「特肝炎」(特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)※平成19年9月で制度終了、平成22年9月まで経過措置  
C型肝炎インターフェロン治療医療費 「C型肝炎」(¥35,400円まで自己負担。請求は併用レセプトです)  
「特C型肝炎」(特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)  
都B型・C型ウイルス肝炎治療費 「都肝炎」(マル都の制度のうち。患者により上限額が0、10,000、20,000円とあり患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。レセプト請求。)  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。  
「特都肝炎」(特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。  
妊婦中毒症・精密健康診査等医療費 「妊娠精密」(社保は専用の請求書に記載、請求します)※平成21年4月より社保もレセプト請求  
「特妊娠精密」(特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)  
マル都患者票 「患者票」(結核医療、精神障害医療の受給者に適用下さい。社保のみを併用レセプトで請求となります)  
都難病医療費 「都難病」(51特定疾患の東京都独自の拡大給付です。患者登録-所得者情報タブ画面で7段階の負担上限額を必ず登録して下さい。併用レセプトでの請求です)  
「都難病83」(54難病の東京都独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)※平成27年1月制度開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。  
「都難病経過」(54難病の東京都独自の拡大給付です。3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。食事療養費、生活療養費は1/2助成です。)※平成27年1月制度開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費付加設定の本人タブ」食事療養費、生活療養費(食事)、生活療養費(環境)の左側を「2」で設定して下さい。  
「特難83」(54難病の東京都独自の拡大給付です。特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「難病医療費請求書」での請求となるようです。)  
患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)※平成27年1月制度開始  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。  
「特難経過」(54難病の東京都独自の拡大給付です。特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「難病医療費請求書」での請求となるようです。)  
3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。食事療養費、生活療養費は1/2助成です。)  
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費付加設定の本人タブ」食事療養費、生活療養費(食事)、生活療養費(環境)の左側を「2」で設定して下さい。  
都負担医療費 「都負担医療」(東京都負担医療費請求書により請求する特殊な公費併用患者、もしくは都外他府県での受診時に適用して下さい。請求書は印刷可能ですが、窓口での負担金徴収は必要です)

★多摩市  
ひとり親家庭医療費 「ひとり親」(自己負担1割。社保・国保ともに専用の請求書で請求。カスタマイズをお願いします。)

- ※平成18年10月より79等使用時の請求方法の変更  
※平成18年10月より老人、障害、ひとり親、B型・C型肝炎入院の入院上限額の変更  
※平成19年10月よりマル子(588)の制度開始  
※平成19年9月まで「B型・C型肝炎入院医療」の制度が終了し、平成19年10月から「C型肝炎インターフェロン治療医療」の制度開始  
※平成21年4月より乳幼児、障害、ひとり親、妊産婦の社保の請求方法がレセプト請求へ変更  
※平成21年10月よりマル子(588)の制度内容変更(2/3負担一回200円)  
※平成27年1月より都難病(法別83)、透析経過(法別82)の制度開始